

平成14年第5回定例会
斑鳩町議会会議録

平成14年12月3日
午前9時30分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	上埜幸弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	野崎一也	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 議案第41号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について
- 日程 7. 議案第42号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程10. 議案第45号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程11. 議案第46号 斑鳩町下水道条例について
- 日程12. 議案第47号 斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例について
- 日程13. 議案第48号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例について
- 日程14. 議案第49号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程15. 議案第50号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程16. 議案第51号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程17. 議案第52号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

日程18. 議案第53号 平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程19. 認定第10号 町道認定について

日程20. 報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)

日程21. 報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（小野隆雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。よってこれより平成14年第5回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

本日ここに、平成14年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、議員皆様方にはご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、各事業についても円滑に推進させることができ、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会に提案いたしております斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例についてほか15議案につきまして提出させていただいておりますが、いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

特に下水道関連の条例については、新たに制定させていただくもので、本日本会議終了後全体協議会にて町からの説明を受ける場を設けていただくことになっており、格別の配慮に対し厚くお礼を申し上げます。

今年度中に認証取得を目指しております環境マネジメントシステムISO14001について十分認識し、職員一丸となって審査機関におきます初動審査に対応してまいりたいと考えております。

平成14年度も下半期の半ばに差しかかり、諸事業につきましても順調に進捗しており、これもひとえに議員皆様方のおかげでありまして、今後もより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、付議議案の説明は後刻とさせていただきます、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。
本定例会の会議録署名議員には、1番、森河議員、4番、山本議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月20日までの18日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月20日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成14年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果についての報告を求めます。12番、中川委員長。

○建設水道常任委員長（中川靖広君） それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

9月定例会後、閉会中の11月18日に全委員出席のもと建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案を初め他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、まず、流域下水道事業の10月末時点の進捗状況は、竜田川幹線管渠第2号の2の工事、西安堵から割烹松岡までは約77%の進捗率である。次に、竜田川幹線管渠第3号の2の工事、稲葉車瀬の発進基地から割烹松岡までは、約88%の進捗率である。

次に、中継ポンプ場築造工事は、約68%の進捗率であり、竜田川幹線管渠第4号、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野までの工事、及び竜田川幹線管渠第6号、平群町椿井から梨本までの工事については、11月12日に入札が行われ、平成17年9月30日までの工期で進められるということになっている。

次に、町の公共下水道の進捗状況についてであります。コーポ東浦前の流域下水道への接続の公共1号は、工期を11月22日までに変更した。服部2丁目の公共2号、3号、4号は、工事が完了したところであり、歴史的環境整備街路事業の西里垣内南側の東西

線である公共5号については、約30%の進捗率である。なお、9月に議決をいただいた公共6号については、準備工等で約5%の進捗率であるとの報告を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、特段の質疑はなく、審査を終えることといたしました。

次に、町営住宅建設について、理事者側より説明を求めたところ、(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地の進捗状況は、本体工事については12月初旬に1階部分の柱及び壁のコンクリート打設の予定である。それぞれの工事の進捗率については、本体工事は16%、電気設備工事は17%、エレベーター工事は5%で、順調に工事が進んでいる。

次に、入居の対象となっています五百井団地、興留団地の入居者の方たちの対応については、今月中に説明部会を行う予定で、現在日程調整を行っているとの報告がありました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、今回の視察研修先である松阪市では、各方面にわたって進んだ設計がされていたが、これらを見に行かれて内部でどのように生かされようとしているのかと感想を求められ、担当課長より、松阪市の市営住宅については、身体障害者、高齢者等に対して配慮された設計となっている。今後見直す予定の規則、条例等についても、先進地の資料等を参考に進めていきたいとの答弁がありました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件として、3つの下水道関連条例のほか、平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)及び平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)、町道認定については、いずれも12月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたということで終わりましたが、この3下水道関連条例についてであります。まず1つとして、斑鳩町下水道条例については、下水道使用料に対する使用料金を、一般排水については1立方メートル当たり120円、中間排水では152円、特定排水では180円と定めている。2つとして、斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例については、1戸当たり10万円を負担していただくこととしている。3つとして、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例については、公共下水道の普及と水洗化を促進することを目的として、排水施設の改造資金等の一時的な負担を軽減するために融資のあっせんを行い、融資額に対する利子を補てんするものであるとの説明を受けました。また、同時にこれらの条例に関連した下水道条例施工規則及び排水設備指定工事店等に関する規則についての説明も行われました。

委員からは、これら下水道関連条例については、数値の誤りや字句の間違いなど疑問点

が多々あったことから、12月議会に正式に出されるまでにきっちりと精査をされるよう、さらに条例の組み方等を理解していただき、議員の質問には的確に答えられるようにとの意見が出されました。

続いて、各課所管に関する報告事項については、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管に関するものについて、12月1日に開催される産業フェスティバルについて、いかるがの里服部農住土地区画整理事業の経過についての報告が担当課よりされております。

次に、その他委員より意見質疑を求めたところ、富雄川及び三代川の改修工事について、御幸大橋の改良工事など、県関連の事業については、早期に着手してもらえよう議会も県へ陳情に行つてはどうかとの意見が出されましたが、委員から異議はなく、委員会としてこれを了承することといたしました。

最後に、当委員会は、閉会中の所管事務について先進地視察を計画しておりましたが、10月31日、11月1日の両日にわたり、公営住宅管理についての目的で三重県松阪市へ、公共下水道事業についての目的で同じく三重県の菰野町へ予定どおり先進地視察を実施してまいりました。特に松阪市の市営住宅城南団地では、車椅子対応型エレベーターの設置、高齢者向けユニットバスの採用などバリアフリー化が進められており、また、部屋に異常があれば外からかぎを自動解除できる緊急通報システム、12時間水を使わない状態になれば通報される仕組みになっている水センサー生活反応システムなど、老人の孤独死を未然防止できるような安否確認システムを導入し、福祉使用を充実させて進んだ取り組みがされていることに対して強い感銘を受けました。これらの取り組みについては、委員からも意見が出ていましたように、斑鳩町としてもぜひ検討をしていただきたいと思います。

ほか詳細につきましては、先進地視察報告書にまとめておりますが、この視察研修に同行していただきました担当課の職員の皆様にも感謝を申し上げまして報告とさせていただきます。

以上が、閉会中におきます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

。

同じく、閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。8番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

閉会中の継続審査事案と所管事務に関する審査及び調査のため、11月19日全委員出席のもと厚生常任委員会を開催させていただきましたので、会議の概要についてご報告させていただきます。

まず初めに、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題としたところ、10月31日に第3回の検討委員会が開催され、建設に向けた取り組みについて慎重に審議をいただく中、最終的な意見集約をされ、一定の取りまとめをしていただいた。11月21日に開催予定の第4回目の委員会で、町に対する提言をいただく予定となっている。その内容については、12月議会開会中の委員会に提出するとの説明を受け、一定の審査を行いました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件について、1、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、2、平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、3、平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、以上については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項として、1つ目としては、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管にかかわるものについて説明を受けましたところ、1、小集落事業について、2、ビニールの増加と他のごみの量との比較についてなどの質問があり、一定の答弁がされています。

2つ目、町営墓地整備計画については、10月5日の白石畑自治会の会合で、全員一致ができないとの結論が出され、10月8日に町が確認をした。白石畑地区での墓地公園整備計画は困難となり、さきに策定している斑鳩町公共墓地公園基本構想に基づき進めていかなければならないところだが、極楽寺墓地管理組合で墓石の調査が行われ、無縁仏と思われるものを含めて200区画以上の未用区画が発生する見込みであるとの報告を受けたこと。また、近隣の墓地の状況では、三郷町の竜の子霊園で2,200区画の空きがあり、近年販売も余り進展がない状況で、その他王寺町、大和郡山市にある民間の霊園においても同様の状況とのことから、費用対効果等を考え、町営墓地構想は見合わず必要もあるのではないかと考えるとの説明を受けたところ、極楽寺墓地管理組合の今後の作業と手続

についてなどの細かな質問がいろいろ出され、一定の答弁がされています。

3つ目ですが、補償事業に伴う集会所建設については、地権者との用地交渉が整い、所有権移転登記に必要な承諾印をいただき、現在分筆登記を進めているところであるとの説明を受けたところ、1、自治会に対する無償譲渡と帰属について、2、笠町自治会との協議についてなどの質問があり、一定の答弁がされています。

4つ目として、斑鳩町戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の制定については、資料に沿って詳細な説明を受けたところ、1、取り扱い職員について、2、パスワードの使用状況保管期間について、3、保護管理に関する研修会議についてなどの質問があり、一定の答弁がされています。

5つ目として、住民票コード通知については、資料の提出があり、数字について詳細に報告をされましたところ、1、部屋番号不明の処理について、2、追跡調査について、3、職権消除についてなどの質問があり、一定の答弁がされました。

次に、その他について委員から質疑をお受けしたところ、1、インフルエンザの予防接種の申し込み状況について、2、ごみステーションの設置状況について、3、天理市の火葬場火災による斑鳩町の火葬場利用依頼の有無について、4、各学校に設置されている生ごみ処理機の処理状況について、5、支援費制度への移行に伴う申請状況、周知徹底と体制について、以上の質問がされ、理事者から一定の答弁がされています。

以上が、閉会中における当委員会の審査の概要です。詳細につきましては、会議録に整理しておりますので、ごらんくださいますようお願いいたします。

なお、9月議会で議決をいただきました先進地視察ですが、閉会中の10月21、22日の両日にわたり実施いたしました。1999年4月に全国で7番目にISO14001の認証取得をした人口1万187人の三重県海山町では、県が認証取得に2分の1の補助を出すという積極的な取り組みで、環境、リサイクルについての研修をしました。また、保健福祉センターでは、三重県菰野町、川越町の施設の見学とともに、建設までの経緯とソフト面の取り組みを中心に研修をしてまいりました。これにつきましても、詳細については、先進地視察報告書にまとめさせていただいていますことをつけ加えまして委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。議員皆様のご理解を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします

。

同じく、閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。7番、野呂委員長。

○総務常任委員長（野呂民平君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます

。

9月定例議会後閉会中の11月22日に、全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、継続審査事案を初めとする所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告申し上げます。

初めに、継続審査案件であります藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題とし、理事者側に説明を求めたところ、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を12月12日に開催する予定としており、今後整備を具体的に進めていくための実施計画書を作成するに当たり、史跡藤ノ木古墳整備計画書の一部見直しについて、墳丘や石室の整備状況、またガイダンス施設、またそれらの変更に伴う実施年次や期間の変更など幾つかの点についての見直し案を提示し、年度内に整備基本計画書の見直しをしていくとの説明がありました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より特段の質疑はなく、審査を終えました

。

次に、12月定例議会に提出が予定されております案件として、1つ、斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について、2つ、斑鳩町の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、3つ、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、4つ、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、5つ、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、6つ、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、7つ、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）は、いずれも本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめその説明を受けたということで終わりました

。

次に、陳情書「大字龍田財産区（下司田池）に係る建物収去明渡請求事件について」を審査することにいたしました。

この陳情書は、11月18日に旭ヶ丘自治会会長などから提出され、議長から当委員会に審査を付託されたものであります。同様に陳情書が理事者側にも提出されており、陳情の趣旨については、旭ヶ丘自治会は、町側から、本事件については、立ち退きを前提とし

て裁判に当たる、また立ち退き後の利用については、地域住民の意見を尊重すると明言したにもかかわらず、9月の当委員会において、下司田池の土地の払い下げを条件として和解を進めていく考えであること、また議会としても、土地の払い下げについてはやむを得ないと考えているとしたことに対して、地域住民の意思とは全く違い、受け入れられるものではなく、土地の払い下げについては撤回されたい。最初の出発点に戻ってくださいという内容のものです。

委員からは、その後の裁判経過や財産処分の法手続などについての質疑、議論がありました。本事件において、町がとろうとしている措置に対してこのような陳情書が出されたのは、地元住民へのコミュニケーションが不足していたのではないかと。町は、双方の主張や裁判所の意見などを説明し、理解を求める努力を続けられるべきであるとして、当委員会は今後の推移を見守っていくことにいたしました。

次に、各課からの報告事項であります。1つは、斑鳩町特別職報酬等審議会の開催についてであります。この審議会は、平成9年に特別職報酬審議会の開催をはかってから本年で5年を経過し、平成10年4月1日から現行の報酬額で適応してきている。また、昨今の雇用情勢の悪化や地方公務員を取り巻く厳しい状況などを踏まえる中で、現行報酬については再検討をする必要があるのではないかと考えられることから、適正な報酬額のあり方について特別職報酬審議会に諮っていきたいと考えており、第1回目の審議会を11月25日に行うとの説明を受けました。

次に、斑鳩町金管クラブの取り組みについてであります。ことし3月に提出されました小学校金管クラブ設立を求める陳情書や、子ども模擬議会での町内の小学生を対象にした金管クラブの設立を求める要望がされており、それらの要望等を踏まえ、来年4月金管クラブ成立に向け、金管バンド演奏講座の開講、受講生の募集などの準備を進めていくとの報告がありました。

最後に、当委員会は、閉会中の所管事務として先進地視察を計画しておりましたが、10月15日、16日の両日にわたり、電子投票選挙システムについての目的で岡山県新見市へ、行政改革及び総合窓口サービスについての目的で愛媛県松山市へ予定どおり先進地視察を行ってまいりました。両問題とも当委員会として、能率と費用対効果も考え、深い関心を持っております。町としても今後とも調査研究を続けていくことでありましょう。そのほか、詳細につきましては、先進地視察報告書にまとめております。

以上が、閉会中におけます当委員会にかかわる審査事案の主な審査の概要であります。

、詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6、議案第41号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について、日程7、議案第42号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第45号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、日程11、議案第46号 斑鳩町下水道条例について、日程12、議案第47号 斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例について、日程13、議案第48号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例について、日程14、議案第49号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、日程15、議案第50号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程16、議案第51号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程17、議案第52号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程18、議案第53号 平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程19、認定第10号 町道認定について、日程20、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程21、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）、以上16議案を一括上程いたします。

これより、本定例会に付議されました16議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要につきまして

てご説明をいたします前に、少しお時間をいただきまして、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、状況等につきましてご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。

初めに、（仮称）総合福祉会館整備計画についてであります。これまでに4回の委員会を開催していただいたところであり、去る11月21日の整備検討委員会におきまして、最終の意見集約をいただき一定の取りまとめをされ、町への報告としてご提言をいただいたところであり、このことから、今後、この提言を尊重しながら総合福祉会館の

整備に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、現在見直しを進めています介護保険事業計画・老人保健福祉計画についてであります。

介護保険運営協議会におきまして、介護給付の実績の分析、高齢者のアンケート等から保険給付の見込量の推測をご報告しご審議いただきました。高齢者人口の増加に伴う要介護者の増加、制度の定着、施設の整備状況等を考える中では、保険給付の増加は避けられないものと考えております。このことに伴い、65歳以上の第1号被保険者の保険料の基準額を1カ月3,334円と推計いたしました。このことについて運営協議会からは、高齢者の収入が抑えられる現状の中、現行の3,084円での据え置きが望ましいとのご意見をいただきました。そこで、介護保険給付費準備基金を活用することにより、現行の保険料を維持する方向で検討してまいりたいと考えているところであります。

また、老人保健福祉計画につきましては、現行施策をさらに充実させていくことを基本として検討しているところであります。

このようなことから、来年2月ごろに、新しい介護保険事業計画・老人保健福祉計画を策定し、それに伴い保険料に係る介護保険条例の改正をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、「健康いかるが21」計画の策定についてであります。

早世を予防し、健康寿命の延伸を図り、みんなが元気で健康に暮らせることを願い、健やかで心豊かに生活できるよう「健康いかるが21」計画の策定に取り組んでいるところであります。広くご意見をいただくということから、自治会連合会、福祉会、栄養士会等9団体の方々によるワーキング部会を開催し、「栄養」・「運動」・「たばこ」の3領域において、具体的な数値目標等について検討をしていただいております。さらに、ワーキング部会でのご意見等を「健康づくり推進協議会」に諮り、平成14年度中に「健康いかるが21」計画を策定することとしております。

また、斑鳩町においても、医療費が増加傾向を示しており、国保データより医療費分析及び保健事業の分析も行いながら、課題を明らかにするとともに、「健康いかるが21」計画に反映させることにより、これからの健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進してまいりたいと考えております。

次に、(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事についてであります。

まず、現在の工事の進捗状況についてであります。おおむね17%の出来高となって

おります。進捗の内容といたしましては、1階部分の柱及び壁、2階部分の床及び手すりの鉄筋の組立工及び型枠工が終わり、間もなくコンクリート打設に入る見込みであります。今後は、年内に3階の床までのコンクリート打設を完了いたしまして、来年の2月中ごろには住居棟の躯体のコンクリート工事が完了する予定であります。なお、引き工事中の安全対策及び周辺対策に万全を期しまして、工期内完成を目指してまいりたいと考えております。

また、今回建てかえ入居の対象となります、五百井、興留団地の入居者の方々を対象に、住宅建てかえに係る第2回目の説明会を実施いたしております。建てかえ入居の関係につきましては、一定のご了解をいただいたところであります。

次に、服部地区の土地区画整理事業でございますが、去る11月8日に「いかるがの里服部農住土地区画整理事業」の認可が県知事よりなされ、起工式がとり行われたところであり、平成15年度中に完成されることで進められております。町といたしましても、当該事業が計画的な市街地・良好な住宅地の形成となるものであり、今後の当町のまちづくりの手本となるものと期待を寄せているところでございます。

次に、JR法隆寺駅周辺整備については、バリアフリー化を含む駅舎の改築整備や駅へのアクセス道路整備に向けて基本構想策定調査に取り組んでおり、年度内には、駅舎の整備手法及び周辺道路の整備について一定の基本方針として取りまとめるよう、JR等と協議をしながら調査を進めているところでございます。

次に、いかるがパークウェイについてでございます。モデル区間の基盤整備工事も、周辺住民の皆様のご理解を得ながら、擁壁工事等が着々と進められてきております。また、基盤整備工事完了後の歩道等の上物整備の考え方についても、今日まで「いかるがパークウェイ推進協議会」で議論を重ねていただき、一定の方向性が出てきておまして、今後も順調にモデル区間の整備が進んでいくものと思っており、引き続きモデル区間の早期完成に向け国へ働きかけてまいりたいと考えております。加えて、今後さらに、事業の推進を図るため、他区間への事業延伸あるいは地権者からの買い取り要望にもこたえていただけるよう、国への要望、働きかけに努力してまいりたいと考えております。

なお、本定例会に事業費の補正予算をお願いいたしておりますが、住民の皆様にもちづくり・まちづくりについてみずから参加し、ご理解をいただく機会として「斑鳩みち・まちセミナー」と題したイベントを、年明けの2月ごろに開催しようと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、都市計画道路法隆寺線につきましては、10月末までに用地のまとまりました龍田南2丁目の区間で道路造成工事が完了したところではありますが、引き続き残りの地権者のご理解をいただけるよう用地交渉に努め、一定路線として供用ができるよう努力してまいりたいと考えております。また、先ほど申し上げました「いかるがの里服部農住土地区画整理事業」の区域内の法隆寺線整備につきましても、区域整理事業との連携を図りながら、なお一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、歴史的な町並みをいかしたまちづくりの一つであります、西里地区での都市計画道路法隆寺・藤ノ木線の整備であります。本年度予定の区間、約160メートルについての電線共同溝整備工事は入札を終えており、現在、当該路線において並行して進めております公共下水道工事の進捗状況と調整をしながら、近々に整備工事の着手をする予定であります。

なお、当該路線整備に関連する公園整備工事については、土塀の築造には養生期間を含め相当期間の工期を要することから、本定例会で工事費について繰越明許をお願いしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、ISO14001の認証取得についてであります。昨年12月議会においてこの認証取得にかかります経費についての補正予算を議決していただき、取り組んでまいりましたISO環境マネジメントシステムの導入であります。去る9月27日に斑鳩町環境マネジメントシステムを制定し、10月1日より環境マネジメントシステムに基づき運用を開始しているところであります。

また、11月6日から3日間、内部環境監査員による内部環境監査を実施し、組織内における環境マネジメントシステムの早期定着を図ったところであります。

いよいよ今月24日、25日には、審査機関によりまず認証取得のための初動審査を受審し、来年1月下旬には、最終的な本審査を受審する予定であり、順調に審査をクリアいたしますと、平成15年2月末には、国際標準化機構に認証登録される見込みであります。

なお、10月17日付で、斑鳩町議会においても斑鳩町環境マネジメントシステムへの協力を議長あてにご依頼しております。議員皆様方におかれましては、環境保全・改善・活動に向けて、本町と歩調を合わせながらお取り組みくださいますよう改めてお願い申し上げます。

次に、公共下水道事業につきましては、平成4年度より快適な住環境を築き、公衆衛生

を向上させるとともに、河川等公共水域の水質汚濁防止を図るため、公共下水道事業に着手しておりますが、議員皆様方のご理解とご協力によりまして、平成17年4月から一部地域で供用開始ができることとなりました。供用開始時にはより多くの皆様にご利用していただきたいことから、現在、面的整備のため工事を積極的に行っておりまして、供用開始までには、20以上の自治会で約1,650戸程度の面的整備のための工事ができる予定であります。

今後、これらの皆様に対し、公共下水道に対するご理解とご協力を得るための啓蒙・啓発等を行うためには相当な期間が必要となること、さらには、各家庭等の排水設備の改造方法及び費用面に対しての住民の不安を解消するため、専門的な立場で相談等にも応じられるよう、排水設備指定工事店についても早い時期に指定することが必要となることから、今議会に斑鳩町下水道条例、斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例及び斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例を上程させていただくものであります。これまでも担当常任委員会において精力的かつ慎重なご審議を賜ってまいりましたが、これまでに賜りましたご意見等を十分踏まえ、これらの条例等を作成させていただいたものであり、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、戸籍総合システムの構築につきましては、戸籍事務処理の迅速化を図ることにより、行政サービスの向上を目指すことを目的として取り組んでおります。

現在、戸籍及び附票のマイクロフィルム化による投影を終了し、戸籍データの記載内容や文字確認作業を行っているところであり、平成15年2月の稼働に向け慎重に作業を行ってまいりたいと考えております。

最後に、市町村合併問題についてであります。

議会におかれましては、市町村合併調査研究特別委員会を設置され、既に3回の委員会をご開催いただき、さらには、先進地視察研修を実施していただくなど、精力的な活動を賜っているところであり、ここに深く敬意を表したいと存じます。

町におきましても、さきの議会等でお答えいたしておりますように、5月に王寺周辺広域市町村圏合併研究会を設置し、基礎資料の収集、整理を行っているところであります。

また、一方では、9月に広域7カ町の住民によります合併特例法に基づく住民発議がなされ、署名運動の結果、すべての町において署名数が法定数を上回っているところであり、各町においては、各町の議会に合併協議会設置議案を付議するための協議を行っているところであります。

こうしたことから、来年2月上旬の法定期日までに臨時議会を招集し、合併協議会の設置についてお諮りし、議会のご判断を仰いでまいりたいと存じます。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第41号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部が改正されたことにより、町議会の議員の定数については、条例で定めることとなることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成14年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に係る一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、去る11月22日に公布されたところであり、当町職員の給与についても、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、基本給で平均2.0%の引き下げと、扶養手当では、配偶者に係る支給月額を1万6,000円から1万4,000円に引き下げ、子等のうち3人目以降の者に係る支給月額を3,000円から5,000円に引き上げ、また、期末・勤勉手当においては、支給月数の0.05カ月分の削減と、年間の支給割合を改正するものであります。

なお、育児休業者への期末・勤勉手当を勤務実績に応じて支給する改正につきましては、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例上の規定となっており、人事院勧告に関連しての改正のため、この給与条例改正の附則の中で一括して改正させていただくものであります。

また、町三役、教育長及び議員の皆様方の期末手当の支給につきましても、当条例により改正されます支給率に準じることとなっておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成14年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成14年3月31日に公布され、この改正に伴い、平成15年1月以降に係る部分について改正を行うものであります。

主な改正点であります。固定資産税に対する納税者の信頼を確保する目的で固定資産

課税台帳の閲覧制度が見直されるなど、固定資産税における情報開示についての制度改正が行われ、閲覧及び証明制度が創設されたことにより、閲覧及び証明書交付手数料の規定の整備を行うものであります。また、町民税関係では、現下の土地をめぐる諸情勢を勘案し、長期的な視野に立った土地取得に配慮する見地から、平成16年度分までその適用が停止されている土地等に係る長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額8,000万円を超える部分を廃止し、この部分の税率を5.5%とするものであります。

また、株式譲渡益課税が平成15年1月から申告分離課税に一本化されることに伴い、個人投資家の申告事務の負担を軽減するための申告不要の特例措置を講じるとともに、税率の引き上げ、譲渡損失の繰越控除制度を創設するものであります。

次に、議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成14年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成14年3月31日に公布されたことにより、当条例の一部を改正するものであります。

今回の地方税法の改正により、平成15年1月以降の上場株式の取引について、「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除特例」が創設され、国民健康保険税の賦課で所得割算定や70歳以上の高齢者の一部負担金割合などを判定する際の所得にも、譲渡損失を最高3年間にわたって繰越控除できることとするものであります。

次に、議案第45号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

固定資産課税台帳閲覧制度及び証明制度の法定化により、斑鳩町町税条例の中で閲覧及び証明交付手数料の規定の整備を行うため、当手数料条例から当該規定を除外するための改正を行うものであります。

次に、議案第46号 斑鳩町下水道条例についてであります。

本町の公共下水道については平成17年4月に一部供用開始を予定しておりますが、この供用開始を含め、公共下水道及び都市下水路の管理及び使用について、下水道法及びその他法令で定めるもののほか、必要な事項を本条例で定めるものであります。その主な内容といたしましては、排水設備の接続義務と技術基準、並びに公共ますへの接続方法及び手続、維持管理等について定めており、また、条例の規定に違反する者に対する罰則も定めております。

特に、公共下水道使用料につきましては、さきに申しあげましたように、これまで担当

常任委員会において精力的かつ慎重なご審議を賜ってまいりましたが、これまで賜りましたご意見等を十分踏まえる中、本町といたしましては汚染者負担の原則と、基準を超える水質の排出抑制を念頭においた料金を定めさせていただいており、使用者間の負担の公平を図ってまいりたいと考えております。

なお、一般排水の使用料につきましては、1立方メートル当たり120円と定めさせていただいております。

次に、議案第47号 斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例についてであります。

この条例につきましては、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者から負担金を徴収することについて必要な事項を定めるものであります。この負担金の徴収につきましては、都市計画法第75条での受益者負担金及び地方自治法第224条の分担金の規定により、双方ともその利益を受ける限度において、当該事業費の一部を負担させることができると規定されており、当町といたしましても、一日でも早く計画区域の整備促進と今後の財政面等を考える中で、公共下水道使用者に一定のご負担をお願いするものであります。特に、負担金額につきましては、使用料の考え方等とあわせ担当常任委員会においてご審議を賜ってまいりましたが、これまで賜りましたご意見等を踏まえる中、本町といたしましては、一戸当たり10万円をご負担していただくこととしております。

次に、議案第48号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例についてであります。

この条例につきましては、さきに提案いたしております斑鳩町下水道条例第3条の規定により、排水設備の設置を促すため、その改造に必要な資金の融資のあっせん及び利子補給を行うことにより、環境衛生の向上を図ることを目的として定めるものであります。くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、これと同時に施工する排水設備の工事費用及び浄化槽と連結する便所を改造する工事と加入負担金について、一時的な負担を軽減するために融資のあっせんを行い、融資額に対する利子を補てんするものであります。

なお、融資の限度額は加入負担金を含め60万円とさせていただいております。

次に、議案第49号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今般の補正につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,359万円を追加し、歳入歳出それぞれ88億1,615万1,000円とするものであります。

補正の主な内容についてであります。まず歳入の補正につきましては、第10款分担金及び負担金、第2項負担金では、管外保育実施の園児の増加により、保育園保育料について119万5,000円を増額補正するものであります。

また、第12款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、それぞれ所要事業費の増加による保育所運営費負担金及び児童手当の支給に係る負担金の増加、保険基盤安定負担金の国庫承認の増加により、民生費国庫負担金を610万3,000円増額補正し、第2項国庫補助金については、幼稚園就園奨励費補助金の所要事業費の増加により、教育費国庫補助金で65万7,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第13款県支出金では、第1項県負担金で、民生費国庫負担金と同様の事由により、民生費県負担金を262万2,000円増額補正し、第2項県補助金では、民生費県補助金の産休等代替職員設置事業費補助金が新たに交付される見込みとなったことから42万8,000円を増額補正し、また教育費県補助金では、公立学校社会人活用事業費補助金が追加交付されることから22万5,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第15款寄附金では、秋桜ライブと三塔巡りとしてご寄附いただきました30万円、福祉基金としてご寄附いただきました5万円をそれぞれ増額補正するとともに、歳出予算において、秋桜ライブと三塔巡りとしてご寄附いただきました寄附金につきましては、一般財源との振りかえ、福祉基金への積み立てなど所要の補正を行うものであります。

次に、第18款諸収入では、第5項雑入で、消防団員の死亡退職に伴う消防団員退職報償金等受入金として151万円の増額補正、そして、後ほど歳出予算でご説明申し上げますが、「斑鳩みち・まちセミナー」開催に伴って、社団法人近畿建設協会からの支援助成金の受け入れとして50万円の追加補正を行うものであります。

続きまして、歳出の補正であります。給料及び職員手当等の職員人件費につきまして、4月に実施いたしました人事異動及び給与条例改正に伴う補正をそれぞれの費目におきまして計上させていただいております。

人件費以外の主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費では、辞職されました議員1名の所要額及び期末手当の支給月数の改定により、議員報酬等で571万円の減額補正を行うものであります。

次に、第2款総務費では、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、職員の出産・育児休業に伴う臨時職員の雇用の増加により、435万6,000円の増額補正、また第4項

選挙費、第1目選挙管理委員会費では、合併特例法による合併協議会設置の住民発議がなされ、これに係る署名の確認等作業経費34万9,000円の追加補正、第5目斑鳩町農業委員会選挙費では、事務経費の確定により、43万1,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、普通交付税の確定に伴う国保財政安定化支援事業繰出金の増加等により、国民健康保険事業特別会計への繰出金84万5,000円の増額補正、第7目人権対策費では、安堵町において平成12年度から繰り越された小集落地区環境整備事業費の確定により、斑鳩町行政区域内の整備に伴う斑鳩町負担金1,459万3,000円の追加補正を行うものであります。

さらに、第8目国民健康保険医療助成費では、基盤安定繰出金73万5,000円の増額補正、第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業職員給与費等繰出金65万9,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第2項児童福祉費、第2目児童手当費で、給付対象者の増加により、児童手当給付費294万円の増額補正、第3目保育園費では、斑鳩町外の保育園に入園される園児の増加により、管外保育委託料968万3,000円を増額補正するものであります。

次に、第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費では、処理委託単価のアップと収集量の増加により、ごみ処理業務等委託料1,435万円を増額補正するものであります。

次に、第7款土木費では、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費で、いかるがパークウェイ等、都市計画道路の整備促進を図るため、「斑鳩みち・まちセミナー」の開催を予定いたしており、その経費として100万円の追加補正を行うものであります。

また、第2目公共下水道費では、繰出金433万1,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団員の死亡退職により、消防団員退職報償金等151万円を増額補正するものであります。

次に、第9款教育費では、第1項教育総務費、第2目事務局費で、臨時講師賃金29万1,000円、そして公立学校社会人活用事業費補助金の確定に伴う学校いきいきプラン実施経費22万5,000円の増額補正、第3目私立学校振興費では、最終の補助対象者を見込む中、私立幼稚園就園奨励費補助金389万6,000円の増額補正を行うものであります。

また、第2項小学校費、第1目学校管理費では、学校施設の維持管理費として、修繕経費100万円の増額補正、第3項中学校費、第2目教育振興費では、要保護・準要保護対象生徒数が増加する見込みから、要保護・準要保護援助費39万1,000円を増額補正するものであります。

さらに、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費では、幼稚園教諭の産休に伴う臨時講師の雇用46万2,000円の増額補正を行うものであります。

最後に、第12款予備費では、今般の補正から生じた財源3,625万円を留保することといたしております。

なお、今般の補正におきまして、第7款土木費、第4項都市計画費のうち、法隆寺・藤ノ木線整備事業における公園整備に関して、年度内に事業完了が見込めないことから、次年度への繰越明許費の予算措置をお願いするものであります。

次に、議案第50号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万円増額し、総額をそれぞれ18億8,894万円とするものであります。

まず、歳入では、第7款繰入金であります。保険基盤安定負担金の確定によります73万5,000円の増額補正、人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴う人件費で27万3,000円の減額補正と、交付税算入額の確定によります財政安定化支援事業繰入金111万8,000円増額補正など、一般会計からの繰入額で合計158万円を受け入れるものであります。

一方、歳出では、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費及び第2項徴税費、第1目賦課徴収費で、それぞれ人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴う人件費等で、27万3,000円を減額補正し、185万3,000円を予備費に留保する補正をお願いするものであります。

次に、議案第51号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217万7,000円を減額し、総額をそれぞれ10億9,732万3,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、第4款諸収入で、消費税の確定に伴う還付金の増で、215万4,000円の増額補正、繰入金につきましては、歳入歳出の差し引きにより、一般

会計繰入金433万1,000円の減額補正を行うものであります。

一方、歳出につきましては、第1款公共下水道費で、人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴う人件費で217万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第52号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万9,000円を減額し、総額をそれぞれ11億4,390万6,000円とするものであります。

人事院勧告による給与条例改正に伴う人件費で65万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第53号 平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額に歳入歳出それぞれ347万3,000円を減額し、総額をそれぞれ8億9,028万2,000円とするものであります。

人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴う人件費で144万9,000円の減額補正と、臨時職員を雇用しなかったことによる賃金等で202万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、認定第10号 町道認定についてであります。

今回、認定をお願いするものとしたしましては、まず、開発道路等により寄附を受けました道路5路線についてであります。位置につきましては、法隆寺東1丁目地内で2路線、阿波2丁目地内、法隆寺南1丁目地内、服部2丁目地内の各1路線であります。次に、目安4丁目地内における富雄川堤防内の既存道路2路線であります町道345号線と町道339号線を結ぶ道路339号線の延長のため変更する路線、及び延長した町道339号線から345号線を結ぶ路線の合計7路線の認定をお願いするものであります。

次に、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

役場庁舎内駐車場で来庁者の自動車に損傷を与えた事故に対する損害賠償額が決定したことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告

するものであります。

次に、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。

内容といたしましては、さきの報告第14号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います、損害賠償に係ります保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ88億256万1,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、町長専決処分につきましては、いずれも事務処理上、やむを得ないものについて専決処分の措置をさせていただいたものであり、よろしくご理解を賜りますとともに、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご了承をいただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） これより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程6、議案第41号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程7、議案第42号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第43号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第44号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第44号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第45号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第45号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第45号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第46号 斑鳩町下水道条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第46号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第46号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第47号 斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第47号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第47号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第48号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第48号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第48号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第49号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第50号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第50号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第50号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第51号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第51号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第51号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、議案第52号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第52号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第52号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第53号 平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第53号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第53号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、認定第10号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって認定第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第10号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程21、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の2議案は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により決定された町長の専決処分の報告であります。

よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)の2議案を一括議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって報告第14号、報告第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています報告第14号、報告第15号は、総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明4日、5日は休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

なお、本日11時から第1会議室において全員協議会を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午前10時43分 散会)